

平成30年3月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

平成29年度年北塩原村農業委員会総会（平成30年3月定例会） 議事録

1. 開催日時

平成30年3月20日（火）午後4時00分～5時05分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議 席	氏 名	出 欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	遠 藤 俊 一	出
農業委員	1	伊 藤 義 人	出
〃	2	中 川 博 之	出
〃	3	岩 田 多 吉	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	欠
農地利用最適化推進委員	—	奥 川 維 之	出
〃	—	佐 藤 誠 一	出
〃	—	五十嵐 好 則	出
〃	—	安 部 嘉 久	出
〃	—	齋 藤 隆 男	出
〃	—	小 椋 功	出

※ 出席委員（農業委員）7名の過半数に達したので、本会は成立した。

4. 欠席委員

蓮沼 喜久雄委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

議案第1号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第2号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

- ・番号1番～3番 賃借権設定（再設定）
- ・番号4番 賃借権設定（設定面積の変更）

第5 その他

- ・平成30年度北塩原村農業委員会定例総会年間日程について
- ・平成30年度農業委員会及び農林課当初予算主要事業概要について
- ・平成30年度北塩原村農作業料金協定表（案）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 五十嵐 信 也

事務局主査 渡 部 達 也

事務局主査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、平成29年度北塩原村農業委員会定例総会3月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

（挨拶）

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は、7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、3番 岩田多吉委員、4番 二瓶睦夫委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、1月29日、平成29年度後期農業委員・農地利用最適化推進委員研修会、アピオスペースで開催され、農業委員、推進委員、事務局が出席しております。2番、3月8日、喜多方地方農地中間管理事業推進連絡調整会議、喜多方合同庁舎で開催され、事務局が出席しております。3番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会3月定例会を開催しております。

続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、本日、定例会終了後の夕方5時15分より、北塩原村農業者年金協議会代議員会をこちらの集会室1・2で開催いたしますので、代議員の方は引き続きよろしくお願いいたします。2番、代議員会終了後、6時より、北塩原村農作業賃金協定会議を開催いたします。農作業賃金協定会議員になられている委員の方は、集会室4を待合室として準備しましたので、代議員会終了までそちらでお待ちくださいますよう、よろしくお願いいたします。続いて、3番、4月20日、北塩原村農業委員会総会4月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で業務報告並びに今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは議事に入ります。議案第 1 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の３ページをご覧ください。議案第１号、農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明いたします。次の農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について、意見を求めるものでございます。こちらについては、〇〇の生産・販売を行うための事務所兼工場用地への転用として、平成２７年１２月に申請が出され、平成２８年１月１２日付けで県より許可書が交付されております。今回は、当初の事業計画から建築物や出入口等に変更が生じたため、２月２７日付けで計画変更申請が提出されたものでございます。

番号1番、1、申請当事者についてですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表理事〇〇〇〇〇さん、大塩字〇〇に事務所がございます。2、土地の所在等についてですが、平成29年10月27日付けで国土調査による登記が確定したため、当初申請時から地番・面積が若干、変更となっております。土地の所在はすべて大塩字〇〇で、面積の合計は3,960㎡、地目はすべて宅地に変更済みでございます。先に4ページと5ページをご覧ください。こちらに申請地の位置図と案内図を載せております。位置としましては、〇〇入口を過ぎて、大塩〇〇のカーブを超えると上り坂となっておりますが、その上り坂、国道459号線沿いの中ほどの農地で現在は宅地に地目変更されておりますが、そちらが今回の申請地となります。3ページにお戻りください。続いて、3、変更前の事業計画に従った事業の実施状況についてですが、転用事業地の造成は既に完了済みで、国道459号からの出入口に変更が生じております。また、建築物も完了済みですが、当初は事務所兼工場1棟の事業計画でございましたが、事務所兼作業所と工場との2棟に分けて建築されております。4、変更前の事業計画どおり事業が遂行できない理由としましては、当初、国道459号から直に出入する予定でしたが、喜多方建設事務所より、勾配が9%ある国道からの直の乗入れは冬など特に危険なので承認できないとの指導がありまして、坂を上りきった新設農道からの乗入れに変更となりました。ただし、当初計画していた出入口については、普段は使用できませんが、災害などの緊急時の出入口として使用することは承認されたとのことでございます。また、建築物に関しては、当初、事務所兼工場1棟の計画でございましたが、事務所と工場が同一建物では、火災の危険性があるということと、さらに資金的な面でも安価となるということで、事務所兼作業所と工場を分けて建築することとなったとのことでございます。続いて、5、変更後の事業計画の詳細については、記載のとおりでございます。それでは、7ページと8ページを合わせ

てご覧ください。こちらには、変更前と変更後の土地利用計画図を載せております。まず1つ目の変更点の出入口ですが、ちょうど真ん中辺りになりますが、変更前では、国道459号から直に乗り入れする計画だったものが変更後では、そこが緊急出入口となっており、幅も狭くなっております。変更後の出入口は、ちょっと見づらいですが、図面に向かって右側の新設農道と書かれたところからの乗り入れとなります。国道から直の乗り入れではなく、新しくできた農道を通っての乗り入れとなります。続いて2つ目の変更点ですが、変更前の図面では、事務所兼工場の1棟を建築する予定でしたが、先ほども説明しましたとおり、火災の危険性や資金面の関係で事務所兼作業所と工場を2棟に分けて建築しております。それに伴い、駐車場の配置等も変更されております。変更点については、以上となります。なお、建築物等は既に完了しておりますが、緊急時の出入口については雪解け後に工事に入るということで、平成30年7月31日まではすべての工事が完了する計画となっております。また、新工場での事業スタートについては、ゴールデンウィーク頃を予定しているとのことでした。上記のとおり提出いたします。平成30年3月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、申請書のとおり、許可相当の意見を付して、福島県知事に進達することといたします。

○議長

続いて、議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は4件ございます。番号1番から2番までは、安部嘉久委員の案件でございますので、農業委員会法第24条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席となります。安部嘉久委員退席してください。

○推進委員 安部嘉久委員

(退席)

○議長

それでは、議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の9ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく利用権設定促進事業に係る農用地利用集積計画について、承認を求めるものでございます。こちらは、再設定となります。番号1番、1、申請当事者について。利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、下吉字〇〇の方でございます。続いて、利用権設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇2番3、面積2,817㎡、下吉字〇〇3番、面積2,902㎡、下吉字〇〇4番、面積2,940㎡、下吉字〇〇5番、面積3,003㎡の全部で4筆、地目は全て田となり、面積の合計は11,662㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間。賃借料の額は209,916円。1反当たりになおしますと18,000円となります。こちらは年額でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、10ページと11ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。平成30年3月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第2号、番号1番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2番 中川博之委員

3月16日に貸付人、借受人両名に確認を取った結果、許可相当と判断いたしました。よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○6番 遠藤俊一委員

今回は再設定ですか。

○議長

再設定です。

○6番 遠藤俊一委員

これまで何事もなくやってきている訳だから、問題ないと思います。

○議長

その他、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の12ページをご覧ください。議案第2号の2件目の利用権設定について説明いたします。こちらについては、再設定となります。番号2番、1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、下吉字〇〇の方でございます。続いて、利用権設定を受ける者（借受人）の方ですが、1番と同じく、〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇2番2、地目は田、面積は92㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間。賃借料の額は1,656円。1反当たりになおしますと18,000円となります。こちらは年額でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、13ページと14ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。平成30年3月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第2号、番号2番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中

川博之委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2番 中川博之委員

1番と同じく、16日に確認をした結果、許可相当と判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。審議が終了いたしましたので、安部嘉久委員の入室を許可します。

○推進委員 安部嘉久委員

(入室)

○議長

続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の15ページをご覧ください。議案第2号の3件目の利用権設定について説明いたします。こちらについては、再設定となります。番号3番、1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇の方でございます。続いて、利用権設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、大塩字〇〇917番1、地目は田、面積は1,948㎡、外記載のとおり、大塩の〇〇が全部で6筆、〇〇が3筆、合計9筆、面積の合計は12,729㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間。賃借料の額は101,832円。1反当たりになおしますと8,000円となります。こちらは年額でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、遠藤俊一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、16ページから20ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご

確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。平成30年3月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第2号、番号3番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤俊一委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○6番 遠藤俊一委員

15日に、両名にお会いして確認しました。今回は、再設定でもございますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号4番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の21ページをご覧ください。議案第2号の4件目の利用権設定について説明いたします。こちらについては、平成27年11月の農業委員会定例総会において承認された利用権設定について、設定面積の変更となります。番号4番、1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定（設定面積を変更）する土地ですが、北山字〇〇207番、地目は畑、面積は1,424㎡のうち700㎡を平成27年の11月に賃借権設定をし、借受人である〇〇〇さんはブドウを作付しておりましたが、貸し手側から残りの分も管理して欲しいとの要望があり、今回設定面積の変更申請がございました。申請地には屯所がございますので、屯所分を引いた1,361.3㎡が新しい設定面積となります。続きまして

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は平成30年4月1日から平成47年11月30日まで。終期の方は、当初（平成27年11月）に設定した期間から変更はございません。賃借料の額は5,000円。こちらは年額でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星源嗣委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、22ページと23ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。平成30年3月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第2号、番号4番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連しまして、本件の調査を担当しました私より調査結果について意見を申し上げます。

○7番 星源嗣委員

この場所は23ページの図面を見てももらいますと、借受人の〇〇〇さんの家は〇〇〇番の〇でございます。その隣が今回の申請地となり、ここにブドウを作付けするということで、27年の11月に畑の一部700㎡だけ貸付したわけですが、貸付人の〇〇〇さんが残りの分も管理して欲しいと申し出まして、今回、貸付面積の拡張と賃借料の増額となったわけでございます。借受人に確認したところ、管理については何の問題もないということでございますので、許可相当と判断いたしました。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号4番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。番号4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、まずは1点目の平成30年度北塩原村農業委員会定例総会年間日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局

提出議案の24ページをご覧ください。

平成30年度北塩原村農業委員会定例総会年間日程についてでございますが、平成30年度も通常、毎月20日に定例総会を開催する予定となっております。20日が休日又は祝日の場合は前後いたします。時間は原則、午後1時30分から開会します。なお、臨時的に開催しなければならない場合や会場変更、時間の変更などを要した場合は、日程等を変更して開催することもございますので、ご了承ください。また、※印の3つ目に記載しておりますとおり、30aを超える農地転用案件は、県へ送付する前に、県農業会議へ意見聴取をしなければならないこととなっており、その関係書類の受付締め切りが、毎月19日となっておりますので、30aを超える転用案件がある月は、15日～17日に総会を開催することとなりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局長

今ほど、平成30年度の定例総会の日程について説明いたしましたが、皆さんから何かございますでしょうか。これは、あくまで予定でございますので、何かあれば日程を前後することもございますので、ご了承いただきたいと思います。続いて2点目の平成30年度農林課及び農業委員会当初予算主要事業概要について事務局より説明をお願いします。

○事務局

提出議案の25、26ページでございます。平成30年度の農林課・農業委員会の主要事業計画概要をお知らせいたします。提出議案の26ページをご覧ください。主要事業として、全部で9項目ございます。1番、農業委員会事業としましては、農業委員・農地利用最適化推進委員活動、農業者年金業務の受託、また耕作放棄地の再生利用対策など「農地利用の最適化の推進」に向けた取組みを実施いたします。2番～8番については、今年もしくは何年も前から継続して実施している事業となります。最後に9番、桜峠公園管理事業についてはこちらも継続事業となりますが、一部新規事業がございまして、桜の植栽地の造成工事を実施する予定となっております。以上の9項目を中心事業としまして、農業振興・発展のため、展開していきます。以上です。

○事務局長

今ほど、平成30年度の主要事業について説明いたしましたが、皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。何もないようですので、3点目の北塩原村農作業料金協定表（案）について事務局からお願いします。

○事務局

3点目、提出議案の27ページ、北塩原村農作業料金協定表（案）についてでございます。

この後、6時開催の北塩原村農作業賃金協定会議において決定し、3月23日（金）の区長便で全戸配布いたします。なお、賃金等については、近隣市町村の動向などを参考としまして、今年度から据え置きとして、協定会議に諮ることとしております。本来ですと、協定会議を先に開催しまして、決定したものを委員の皆さんにお知らせするべきではございますが、本日は、他にも会議等が重なったため、日程調整の関係で（案）の状態で提示することをご了承ください。なお、協定会議の方には、農業委員の代表の方も出席していただくこととなっておりますので、皆さんの代表ということで、よろしくお願いしたいと思います。

○事務局長

今ほど、北塩原村の農作業料金協定表の案について説明いたしました。本来ですと決まったものを皆さんにお知らせするところではございますが、会議が重なり調整ができませんでしたことをご了承いただきたいと思います。皆さんから何かご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

○推進委員 佐藤誠一委員

1ついいですか。この協定表については北塩原村農業委員会の名前で提出するものでありますから、これは（案）であって、この後の協定会議で変更となる部分も出てくる可能性もあるわけですから、協定会議で揉んだ件について、最終的にはこの農業委員会で確認して、良かんべとなってから出すのが本来のやり方だと思います。私の考えですが、どうでしょうか。いくら農業委員の代表も出席するといっても、それは協定会議の会議員として出席するわけですから、協定会議で決定したものを、最後に農業委員会の総会で協議して、決定してから村民に文書を配るのが本来の順番だと私は思います。会長どうでしょうか。

○会長

昨年までは時間差もあって、決定したものを農業委員会においてお知らせしていましたが、今年は他の会議も重なってしまって、このような日程になってしまいました。協定会議を2月の末頃に開催して、3月の農業委員会総会で協議する。それくらいの余裕があれば良かったと思います。

○推進委員 佐藤誠一委員

今後はそのような日程にさせていただいた方が私はいいと思います。この協定表に農業委員会の名前が入っていないならいい。協定会議の名前なら問題はないと思うが、農業委員会の名前になっている限りは、最終的なチェックはするべきだと思ったわけです。

○事務局長

先ほどご指摘ありました件については、来年度からは1ヶ月くらい前に協定会議を開催しまして、3月の総会にかけるようにしていきたいと思います。

○3番 岩田多吉委員

何回も出ないといけないのは大変だけど、何個も重なるのもまた大変だな。

○事務局長

2月の総会の後に協定会議を開催して、3月の総会にかけるとすればよろしいでしょうか。

○3番 岩田多吉委員

そうだな。

○事務局長

それでは、来年度からはそのような日程で検討、調整したいと思いますので、今年度についてはご了承いただきたいと思います。

その他、提出議案にはありませんが、事務局から2点ございますので、お願いします。

○事務局

(農業委員等年報酬積立関係について)

(農業委員・推進委員活動記録簿(能率給)について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

平成 年 月 日

北塩原村農業委員議長(会長) _____ (印)

議事録署名委員 3番 _____ (印)

議事録署名委員 4番 _____ (印)